

令和6年度「いじめ防止基本方針」

桜並木学園 つくば市立並木小学校

はじめに

いじめ防止対策推進法に基き、本「いじめ防止基本方針」を定める。

1 いじめ防止等に関する基本理念

(1) 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法第二条第1項）さらに、起こった場所は「学校の内外を問わない」とされている。

具体的ないじめの態様としては、以下のようなものが挙げられる。

○肉体的苦痛をあたえるもの・・・叩く、蹴る、つねる、物をぶつける等

○精神的苦痛をあたえるもの・・・無視する、物を隠す、落書きをする、悪いうわさを流す
携帯やパソコンから悪質なメールを送る、相手の嫌がる言葉で攻撃する、仲間外れ、そばに寄らない、暴言等

○その他・・・金品の強要、万引きや窃盗の強要、恥ずかしいことや危険なことをさせたり、させられたりする等

(2) 「いじめ防止」に対する基本的な考え方

いじめは、すべての児童生徒に関する問題である。いじめ防止等の対策は、すべての児童生徒が「いじめはしない」「いじめはさせない」「いじめを見逃さない」と考え、普段から意識するようになることが重要である。

また、いじめの形態は、学校内だけでなく、通学途中で起きる暴力を伴うものやインターネットを通して行われるものまで、多様化し複雑になってきているため、いじめをなくするためには学校だけでなく、保護者や地域の住民や警察を含め、関係するすべての人たちと密接に連携し対応していかなければならない。

2 学校・学園におけるいじめの防止等に関する基本方針

(1) 学園のいじめ防止基本方針

- 小中一貫教育を通して、豊かな情操と道徳心を養う教育の推進
- 小中一貫教育を通して、心の通う対人の交流の能力の素地を養う
- 全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実
- つくばスタイル科を生かした人権教育の充実

(2) めざす学園像

- 児童生徒一人一人が自ら考え学び、確かな学力や豊かな情操を身につけさせる学園
- 児童生徒一人一人が自尊意識を育み、お互いを認め合い自他とも助け合える学園
- 児童生徒一人一人が自己有用感・自己存在感を感じることでできる学園

(3) めざす児童生徒像

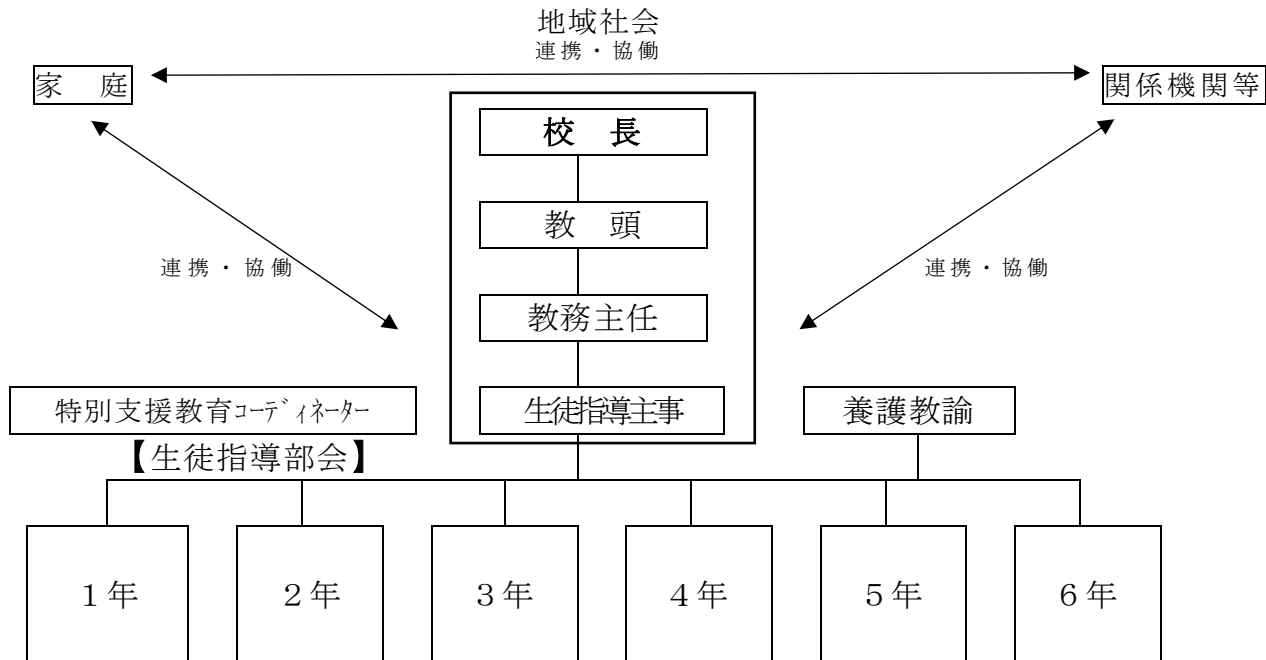
- 進んで学び、新しい考えを創り出す児童生徒
- 自己肯定感をもち、周囲と積極的に関わり、自他を大切にする児童生徒
- 豊かな情操をもち、社会性のある児童生徒

3 学校・学園におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) 校内いじめ対策委員会

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- いじめの疑いに係る情報があった場合は、緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携を組織的に実施

<構成メンバー>



(2) 学園いじめ対策委員会

- 地域や家庭環境が要因として絡む問題への対応
- 兄弟姉妹に係わる問題への対応
- より深刻な問題、重大事態への対応

<構成メンバー>

- ・ 該当学校職員（校内いじめ対策委員＋関係職員）
- ・ 学園職員（各学校校内いじめ対策員＋関係職員）
- ・ 必要に応じて「心理福祉の専門家、学校評議員など」

4 いじめ未然防止の方策

(1) 学校・学園内の連携協力体制の整備（幼稚園・保育所も含む）、チーム学校として取り組む

(2) 学校・学級経営の充実：学校教育すべての場面で

- ・ 積極的生徒指導
- ・ 学級集団の育成
- ・ 特別活動の充実

(3) 授業は全ての子どもへの発達支持的生徒指導

- ・ 安全・安心な風土の醸成
- ・ 共感的な人間関係の育成
- ・ 自己存在感の感受の促進
- ・ 自己決定の場の提供

(4) 人権教育・道徳教育の充実

- ・ 全ての子どもの権利を尊重し、意見表明の機会を確保
- ・ 話合い活動や学園交流の充実
- ・ 個人の尊厳や規範意識の遵守
- ・ 性的マイノリティへの理解促進

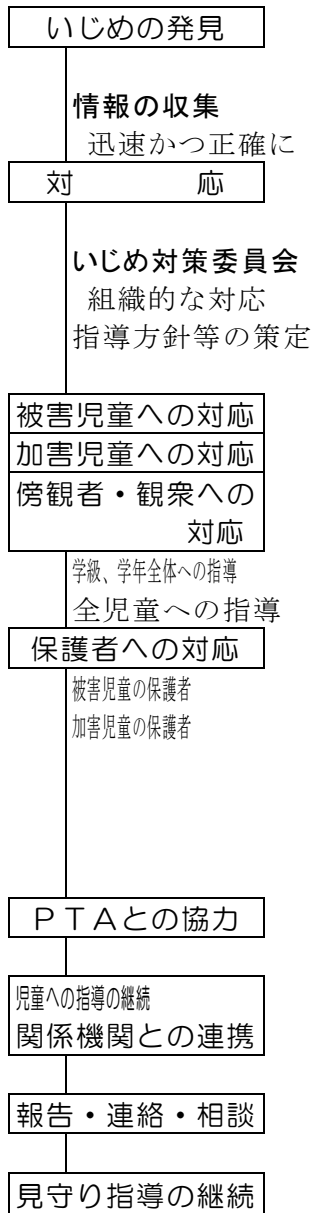
- (5) 相談体制の整備
- (6) 学校評価（いじめの再発を防止するための取り組みに関する内容の分析等）
- (7) 情報モラル教育の充実と家庭への啓蒙

5 いじめ早期発見の方策

- (1) 定期的な生徒指導部会の実施といじめチェックリストの活用
- (2) 保護者や地域、関係機関との連携
 - ・学校、学園の生徒指導部会における情報交換
 - ・「先生あのね」の活用
 - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携
- (3) 各種アンケートの実施と面談の実施
- (4) 学校評価（いじめの再発を防止するための取り組みに関する内容の分析等）

6 いじめに対する早期発見・対応の流れ

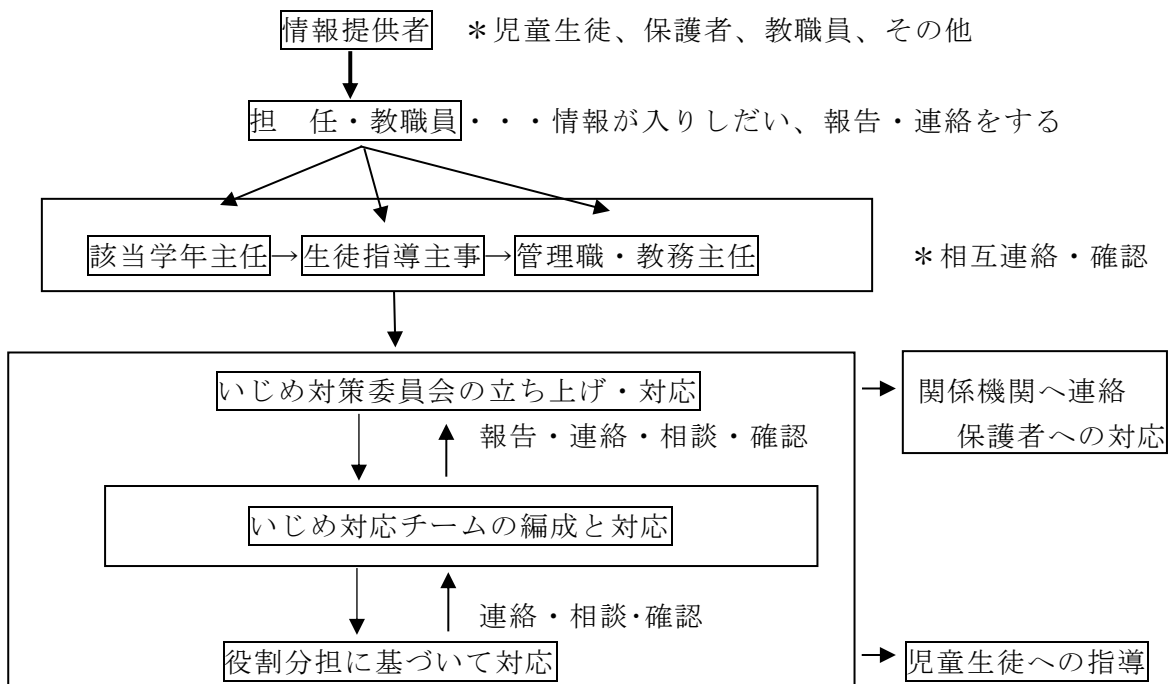
さ「最悪の事態を想定して」
し「慎重に」
す「素早く」
せ「誠意をもって」
そ「組織を挙げて対応」



- ① 「いじめ」問題を発見する。
 - ア 日常生活の観察やアンケート調査からの発見
 - イ 保護者からの訴え、連絡
 - ウ スクールカウンセラーからの情報提供
- ② 些細なことでもすぐに対応する。
 - ア 事実関係を把握し、報告する。
「どんなことを、いつからどのようにしているのか、原因は」
生徒指導主事 → 教務、教頭 → 校長
 - イ 共通理解し、今後の対策について協議する。
生徒指導部会で検討する。 ← 校長の指導
- ③ 被害児童、加害児童、傍観者・観衆への指導をする。
 - ア 必要に応じて、学級指導、学年指導をする。
 - イ いじめのアンケート等で実態を把握する。
(担任、学年主任、生徒指導主事)
- ④ 保護者への対応をする。
 - (担任、学年主任、生徒指導主事、教務、教頭)
 - ア 被害児童保護者
 - ・事実とこれまでの指導の経過と今後の対応について説明
協議し理解を得る。
 - イ 加害児童保護者
 - ・事実を説明し、今後の対策について理解と協力を得る。
- ⑤ 状況によっては、PTA等にも説明し、協力を依頼する。
(学級PTA、学年PTA、PTA運営委員会等)
- ⑥ 継続指導をする。随時、指導経過を報告するとともに記録する。
担任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭 → 教頭、校長
- ⑦ スクールカウンセラーの活用をはかる。
(担任、学年主任、生徒指導主事)

7 いじめ発生時の対応（いじめ対策委員会）

(1) いじめ情報が入った場合の情報伝達経路・対応手順について



8 重大事態への対処

(1) 重大事態とは（いじめ防止対策推進法第二十八条）

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

※「生命、心身または財産に重大な被害」とは、

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※「相当な期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

(2) 重大事態が発生した場合

- ① つくば市教育委員会への報告
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織の設置
- ③ 事実を明確にするための調査の実施
- ④ いじめを受けた児童・保護者への適切な情報提供
- ⑤ 学園いじめ対策委員会の設置
 - ・いじめ事案の情報提供、兄弟姉妹への対応の確認
 - ・再発防止について
- ⑥ 学校外で当該児童生徒と関わりのある児童生徒からの情報収集・提供
- ⑦ 校内・児童生徒・保護者の支援にあたる職員、いじめを行った児童生徒・保護者への指導を担当する職員への支援
- ⑧ 個人情報の保護